

## 福島県工事検査実施要綱の運用

### 第4条関係

第3項 「特に必要と認めるとき」とは、原則として、検査が集中する時期で専門検査員による検査が困難な場合とする。

2 第4項 出納局長から検査の依頼を受けた課長または公所長は依命検査員として主査相当職以上若しくは専門員の職にある者又はこれらと同等の技術能力を有する者（副主査であって、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条に基づき採用された者に限る。）を指名する。

この場合、できるだけ当該工事を担当する課以外の職員を指名する。

### 第6条関係

工事検査箇所表の提出は、工事進捗を充分掌握の上、原則として月1回とし、前月の15日までに提出する。

### 第7条の2関係

工事検査の変更について、検査員及び検査月に変更が無い場合（依命検査員間の変更を含む）に限り、工事検査変更願（第8号様式）の提出、（第4号様式）の通知は当分の間不要とし、変更の経緯を記録するために、手続きを次のとおりとする。

- ・ 監督員は、検査員と協議した上で、当初検査予定日の原則2週間前までに、「工事番号」、「工事名」、「当初検査日」、「変更検査日」を記載したメールを検査員に送付する。その際、担当課長にも同内容を送付する。（Cc送付）
- ・ 検査員は、上記メールを受け取ったときには、了解した旨を記載したメールを監督員に送付する。その際、工事検査課内の当該検査取りまとめ担当にも同内容を送付する。（受信内容を消さずにCc送付）

### 第8条関係

検査の過程で検査員が必要と認める場合は、工事の実施状況について関係資料の提示を求めることができる。

### 第9条関係

監督員に事故があり検査の立会いができないと認められる場合は、公所長（本庁機関にあっては課長）は、当該所属職員のうちから指名する者を代理として立ち合わせるものとする。

2 「受注者」とは、受注者又は受注者の現場代理人、主任技術者、監理技術者若しくは社内検査員等であり、これらの者の内、工事に関する説明の出来る必要最小限の者をいう。

### 第11条関係

「軽微な手直し」とは、「不適合工事」には該当せず、以下の要件をすべて満たす場合とする。

- ア 工事目的物としては設計図書に適合し、本体の安定や機能に影響のない手直し
- イ 他の行政機関の新たな許可を必要としないなど、発注者の裁量だけで行える手直し
- ウ 短期間でかつ工期内に完了する手直し

### 第12条関係

検査員は、工事成績の評定を行ったときはこの関係書類を添えて、工事検査終了後速やかに提出する。

附 則

この運用は、平成19年4月 1日から施行する。

附 則

この運用は、平成19年9月 1日から施行する。

附 則  
この運用は、平成20年4月 1日から施行する。

附 則  
この運用は、平成21年4月 1日から施行する。

附 則  
この運用は、平成23年2月 7日から施行する。

附 則  
この運用は、平成25年4月 1日から施行する。

附 則  
この運用は、平成27年4月 1日から施行する。

附 則  
この運用は、平成28年2月29日から施行する。

附 則  
この運用は、平成28年4月 1日から施行する。

附 則  
この運用は、平成29年4月 1日から施行する。

附 則  
この運用は、平成30年3月 1日から施行する。

附 則  
この運用は、令和 2年4月 1日から施行する。